

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
婦人科検診
- 2 品名及び数量
仕様書のとおり
- 3 規格等
仕様書のとおり
- 4 履行期間
令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで (単価契約)
- 5 履行場所
契約業者実施機関の指定する診療所等
- 6 見積書の提出方法
本案件は、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙媒体または電子データによる見積書の提出ができるものとする。
 - (1) 紙媒体または電子データによる場合は、9の住所へ持参、郵送またはメール送付すること。ただし、持参、郵送またはメール送付問わず締切日時必着とする。見積額は消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従うこと。見積額は消費税抜き額を入力すること。その場合の契約金額は、消費税抜き額に消費税を加算した金額とする。
なお電子調達システムによる場合は、内訳書の添付を必須とする。
 - (3) 本案件で同価の見積もりが2人以上ある場合の「くじ引き」は原則として電子調達システムを利用して行うので、電子調達システムを利用せず見積書を提出する場合にも任意の3桁の数字(電子くじ番号)を記載すること。記載の無い場合は、皇宮警察本部が無作為に番号を付与することに同意したものとす。
- 7 その他
契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成すること。(契約金額によっては作成を省略する場合がある。)
- 8 見積書等提出期限
 - (1) 参考見積書
令和8年3月2日(月)17時00分
 - (2) 見積書
令和8年3月4日(水)17時00分
- 9 連絡先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号
皇宮警察本部会計課 装備第一係
電話番号(代表): 03-3231-3115(内線:2245)
(平日8時30分から17時15分まで)
メールアドレス: k i g h 1 4 0 4 @ n p a . g o . j p

仕様書

皇宮警察本部における令和8年度婦人科検診の仕様は、以下のとおりとする。

- 1 件名
婦人科検診
- 2 受診予定者数
143人
- 3 実施期間
令和8年6月8日から令和9年2月28日までの間で皇宮警察本部担当者と調整した日（休診日を除く。）とする。
- 4 実施場所
婦人科検診実施機関（以下「実施機関」という。）の指定する診療所等において実施するものとする。ただし、当該施設は、皇宮警察本部本館庁舎から公共交通機関を利用して45分程度で到達できる場所とする。

5 実施項目

検査項目	内 訳	受診予定者数	備 考
①乳がん検診	1 問診	46人	40歳以上女性職員
	2 乳房X線検査（2方向）		
②乳がん検診	1 問診	97人	40歳未満女性職員
	2 乳房エコー検査		
③子宮がん検診	1 問診	143人	女性職員
	2 視診		
	3 子宮頸部の細胞診		
	4 内診		

6 婦人科検診実施方法

- (1) 実施機関は、皇宮警察本部担当者から提供を受けた受診予定者の一覧に基づき受診票を作成し、皇宮警察本部担当者の指示する区分に仕分けした上、令和8年6月5日までに皇宮警察本部教養厚生課へ納入すること。
- (2) 実施機関は、皇宮警察本部担当者と婦人科検診の実施日を調整し、受診票を提出した受診者に対して前記5の実施項目について検診を実施するものとする。ただし、受診者は、実施機関に連絡した上で、受診日を変更することができる。
なお、実施期間については、受診予定者が受診可能な日を月に6日以上準備すること。
- (3) 婦人科検診に必要な機器、消耗品等は、実施機関が全て準備を行うこととし、同機器は、定期的に精度管理がなされているものであること。
- (4) 乳がん検診
ア 乳房X線検査の読影は、2人以上の医師により行い、うち1人は十分な経験を有する専門医であること。
イ 乳がん検診の実施者及び結果判定者は、十分な経験を有する専門医等によること。
- (5) 子宮がん検診
ア 細胞診の業務（細胞診の判定も含む。）を外部委託する場合は、委託機関、委託内容等についてあらかじめ皇宮警察本部担当者と協議し、承認を得ること。
イ 検体が不適正との判定を受けた場合は、再度、実施機関において検体採取を行うこと。

7 婦人科検診の結果等

- (1) 受診票年齢及び検査項目別受診予定年齢
年齢は、令和9年3月31日現在とすること。

(2) 結果の処理

- ア 治療中の疾患及び既応歴などの問診結果を結果票に出力すること。
- イ 結果は電算処理により行い、検査項目ごとの判定結果及び基準値、総合判定結果を結果票に出力すること。
なお、総合判定については、「要精密検査・再検査」を優先すること。
- ウ 判定を実施した医師の名前を結果票に明記すること。
- エ 問診記録、検査に係る標本、画像等及び検診結果は、少なくとも5年間保存すること。

(3) 婦人科検診結果の提出

- ア 婦人科検診の各受診者の検査結果は、書面で2部作成し、受診日から起算して30日以内に皇宮警察本部担当者へ提出すること。その際、1部は受診者宛に受診者が分かるよう封書にしておくこと。
- イ 個人結果通知票と同一内容の電子データをCD-Rにより提出すること。データのフォーマットについては皇宮警察本部より別途提示する。
- ウ 全ての受診者検査終了後30日以内に、検査項目別に判定した全体の集計表及び検査項目ごとの判定結果が記載された総括一覧表を皇宮警察本部担当者へ提出すること。
- エ 緊急に精査、治療を要する検査所見があった場合は、直ちに皇宮警察本部担当者に報告すること。
- オ 提出する通知票、集計表、一覧表等の内容については、事前に皇宮警察本部教養厚生課担当者と十分な確認・調整を行うこと。

8 留意事項

- (1) 貴医療機関に提出するデータ及び本婦人科検診の全てのデータは、他の目的に使用しないとともに、紛失、漏洩防止を図ること。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、情報管理に万全を期するとともに、本契約によって得られた情報については皇宮警察本部の許可無く他の目的に利用しないこと。
- (3) 5に定めのない検査項目については、警察共済組合皇宮警察支部（以下「共済組合」とする。）との契約に基づいて実施する予定であり、その検査結果の提出方法、請求等については皇宮警察本部担当者及び共済組合の指示によるものとする。
- (4) 事前に皇宮警察本部担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (5) その他仕様に記載されていないもので、婦人科検診及びその手続に関して発生した事項は、全て皇宮警察本部担当者の承認を受け、その指示によること。
- (6) 受診者数は、見込み人数であり、数量を保証するものではなく、変更する場合がある。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾を得ずに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲又は乙から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告）

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを認知したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

契 約 書 (案)

皇宮警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり役務契約を締結する（以下「本契約」という。）。

- 1 件 名 婦人科検診
- 2 仕 様 仕様書のとおり。
- 3 契 約 金 額 単価契約
- 4 単 価 別紙1のとおり
- 5 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 履 行 場 所 仕様書のとおり。
- 7 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき本業務を履行し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記5に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際に、甲に納めなければならない。

（検査）

第3条 乙は、業務の終了後、その旨を速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（料金の支払い）

第4条 乙は、本業務を終了し、前条の規定による検査を受け、本業務に係る費用が確定した後、その内容を書面にて甲に通知するものとする。

- 2 本契約は単価による契約とし、その単価は別紙1「単価表」となるが、甲の都合により予定数量を増減することができる。
- 3 甲は、乙から提出された内容について精査し、適正と判断した場合に、支払請求書を受理するものとする。
- 4 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

（契約金額の改定）

第5条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるとき

は、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第7条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容

の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

（2）甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

（3）乙が第10条第1項に該当する場合

（4）乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

（5）乙が第18条に規定する個人情報取扱特記事項第17条に該当する場合

（6）前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

- 5 甲は、第3項第6号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の

規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で

換算する。) を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する条項については、別紙2「暴力団排除条項」によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 乙は、甲から提供を受けた個人情報については、別紙3「個人情報取扱特記事項」に従い、適正に取り扱わなければならない。

(人権尊重の確保)

第19条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 東京都千代田区千代田1番3号
支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長

乙

単価契約特記事項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、単価契約に関し、次の特約を定める。

(契約金額等)

第1条 本契約は単価による契約とし、その単価及び甲が発注する役務の予定数量は、別紙1「単価表」のとおりとする。

(履行期限の変更)

第2条 履行期限の変更については、甲、乙双方が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

(契約代金の請求及び支払)

第3条 乙は、契約書第3条の検査に合格し、履行が完了した役務の契約代金を請求することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく適法な請求書を受理したときは、約定期間内にその対価を乙に支払うものとする。

単 価 表

No.	検 査 項 目	規 格	受 診 数	単 価	金 額	備 考
1	乳がん検診	問診、乳房X線検査 (2方向)	46人			40歳以上女性職員
2	乳がん検診	問診、乳房エコー検査	97人			40歳未満女性職員
3	子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部 の細胞診、内診	143人			女性職員
				小 計		
				消費税		
				合 計		

注 1

受診人数は、受診数を保証するものではない。

注 2

消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

別紙 2

暴力団排除条項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、暴力団の排除に関して次の条項を定める。

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当し

ないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、個人情報の取扱いに関し、次の特約を定める。

（個人情報保護の基本原則）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び担当者）

第3条 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第4条 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の制限等）

第6条 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。

また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（収集の制限）

第7条 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（従事者への周知）

第9条 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

（従事者の監督）

第10条 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（複写又は複製及び加工の禁止）

第11条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

第12条 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

(個人情報の帰属及び廃棄又は消去)

第13条 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

(安全管理の確認及び検査)

第15条 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めるとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

第16条 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18条 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長 ○○ ○○殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	婦人科検診
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他皇宮警察本部が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長 ○○ ○○

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

[見積書記載要領]

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは**必須**です。

御 見 積 書 見積提出日を記載してください。

宛名は「皇宮警察本部」で

令和 年 月 日

皇宮警察本部 殿

下記の通り御見積り申し上げます。

- ・紙で見積書を提出する場合、**税抜金額、消費税額、税込金額**を記載
- ・電子調達システムで見積書を提出する場合、**税抜金額**をシステムに入力

社名・住所・TEL
代表者職名・代表者名

合計金額 ¥0,000- (消費税込)

例：
東京都 * * 区 * 丁目 * - *
株式会社 * * * * *
代表取締役 * * * *

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
□□□□	* * * *	× 個	0,000	00,000
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 仕様書上の「品名、規格、数量、単位」をそのまま記載願います。 * 仕様書に「相当品可」と記載がある場合で、相当品で見積もる場合は、相当品の規格を記載し、そのカタログを提出して下さい。 * 電子調達システムで見積書を提出する場合、内訳書の添付が必須になります。 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 品目数が多く別紙となる場合は、本紙(1枚目)と別紙(2枚目)が接続となるよう件名やページ数等を記載してください。 </div>				
小計			消費税は円未満切捨て	00,000
消費税				00,000
合計				00,000

任意の3桁の数字を記載

電子くじ番号

※ 押印については省略可能です。
 押印を省略する場合は、当該書類に「書類の発行権者」、「本件事務担当者」の氏名及び連絡先を**必ず記載**してください。(電子調達システムで見積書を提出する場合は不要です。)

参考見積書の提出について

○ 参考見積書の提出

競争に参加される方に市場価格調査を目的として参考見積書の提出をお願いしております。提出いただいた見積額は競合他社などに通知されることはありませんので、現時点での最低額で記載して下さい。

なお、参考見積額と実際の入札額が大きく異なっていた場合には、調査をさせていただく場合もありますので、その場合はご協力をお願いします。

1 提出先 (FAX、メール、郵送又は持参)

皇宮警察本部会計課 装備第一係

電 話 03-3231-3115 (代表) (内線: 2245)

F A X 03-3212-4996

メ ール kigh1404@npa.go.jp

2 提出期限

令和8年3月2日(月) 17時00分

3 見積書記載内容

宛名は「皇宮警察本部」で、出来るだけ詳細な見積書の提出をお願いします。

- (1) 見積額を算出するための明細(原価計算書含む)がある場合は、明細の添付をお願いします。
- (2) 見積書は各社の各社の見積書で結構ですが、別添「見積書」に記載の項目を網羅してください。

見積書

令和 年 月 日

皇宮警察本部 殿

所在地
会社名
代表者名
連絡先
担当者

件名：婦人科検診

見積額（税抜）：¥

内 訳

検査項目	受診人数	単 価	金 額
乳がん検診（問診、乳房X線検査（2方向））	46人	¥	¥
乳がん検診（問診、乳房エコー検査）	97人	¥	¥
子宮がん検診	143人	¥	¥
小 計		¥	
消費税額		¥	
総 計		¥	